

1 令和6年7回稲城市農業委員会総会を招集する。

2 日 時 令和6年7月10日(水)
開 議 午後3時00分
閉 議 午後3時58分

3 会 場 稲城消防署3階講堂

4 出 席 委 員

1 番 松本 一宏	2 番 金井 司	3 番 笹久保 栄人
4 番 笹久保 橋寿	5 番 高橋 一郎	6 番 川村 あや
7 番 松本 信之	8 番 佐脇 博吏	9 番 大久保 一弘
10 番 小宮 尚幸	11 番 上原 徳和	12 番 石井 篤司

5 欠 席 委 員

6 事 務 局

局 長	関口 美鈴
係 長	佐藤 江美子
書 記	相田 雄太郎

7 議 題

- (1) 会議録署名委員の選出
- (2) 第16号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 第17号議案 生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者証明について
- (4) 第20号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- (5) 第21号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- (6) 第22号報告 証明書の発行について

議長 本日は、全員出席です。従いまして農業委員会会議規則第6条の規定により本会議は成立いたします。なお、会期については本日1日とします。ただいまより、令和6年第7回稲城市農業委員会総会を開会します。それでは日程1、会議録署名委員の選出について議題といたします。これにつきましては議長より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 それでは、4番 笹久保 橋寿君、5番 高橋 一朗君を指名いたします。次に日程2、第16号議案 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局説明願います。

事務局 (議案書をもとに説明する。)

なお、受付番号3号については譲渡人の娘と譲受人立会いのもと、令和6年6月28日に地元委員の高橋 一朗委員と現地調査を実施しております。

議長 それでは受付番号3号について、5番 高橋 一朗君より説明願います。

高橋委員 5番委員の高橋です。受付番号3号については令和6年6月28日に事務局と現地確認を行った結果、農地法第3条の規定による許可を出して問題のない土地であることを確認しております。

議長 事務局ならびに地元委員の説明が終わりました。質疑・意見のある方の発言をお受けいたします。

佐脇委員 写真を見た所、現状、譲渡人が柿、栗、野菜などをやられていたようですが、そのまま引き継ぐという営農計画でしょうか。

高橋委員 本申請地については、元々譲受人の所有地に隣接しています。草刈りなどは以前から譲受人が手伝っていた関係で、譲り渡すことになったとのことです。今後は、所有権を移転してそのまま継続していくようです。また息子さんもいらっしゃるので、今後、息子さんが畑を相続する際には違った農業も検討していきたいとのことです。

議 長 他に質疑がありませんので、採決いたします。第 17 号議案 生産緑地法第 10 条の規定に基づく主たる従事者証明について、承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。したがって第 17 号議案については承認されました。次に日程 4、第 20 号報告 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について議題といたします。事務局説明願います。

事 務 局 (報告書をもとに説明する。)

議 長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第 2 条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。次に日程 5、第 21 号報告 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について議題といたします。事務局説明願います。

事 務 局 (報告書をもとに説明する。)

議 長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第 2 条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。次に日程 6、第 22 号報告 証明書の発行について議題といたします。事務局説明願います。

事 務 局 (報告書をもとに説明する。)

議 長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第 2 条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。以上で、本日の全日程が終了しましたので、令和 6 年第 7 回稲城市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 3 時 58 分閉会)